1991年12月28日発行

みなみかわち 町議会速報 (第67号)

発行者：村尾光子（TEL:44-5418）
連絡先：南河内町薬師寺３，２３８～２
グリーンタウン １２２街区３

第４回定例会（12月10～12日）の
報告を致します。

《審議事項》

承認第4·5号	専決処分事件の承認(H.3年度会計補正予算2件)	賛成全員	承認
議案第38号	工事請負変更契約の締結(町道1―3号線)	〃	可決
39·40	町道路線認定·廃止について	〃	〃
41	H.3年度町一般会計補正予算	賛成多数	〃
42·43	〃 国保会計·老保会計補正予算	〃 全員	〃
44	〃 水道事業会計補正予算	〃 多数	〃
発議第 7号	南河内町非核平和都市宣言の決議	賛成全員	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です

一般質問；舘野正明・伊沢義雄・高山栄男
塚原洋・舘野鉄男・村尾光子
吉田浩二の7議員（通告順）

もくじ

村尾光子の一般質問



問1.女性のための行政施策について
(1)推進体制の整備状況を説明されたい。
①庁内連絡会の開催状況と論議されている内容
②住民参加による懇話会・委員会の設置状況・見通し ③担当者は誰か
(2)女性のための行政計画策定の見通しはどうか
(3)現在の女性のための施策はどのようであるか、どのように把握しているか。

【町長】国連では1975年の国際婦人年、それに続く1985年までの『国連婦人の10年』と女性の地位向上のための取り組みを行っている。これらを受け、我国は国内行動計画を策定し、1985年には『女子差別撤廃条約』を批准した。県においても『新時代女性プラン』を策定し進めている。

本町では、H2年8月に庁内連絡会設置要綱をつくり総務・企画・保健衛生・住民福祉・教育総務・社会教育の各課と公民館による連絡会を組織した。が、今日まであまり機能していない。

国・県と違い町などの末端行政は具体策が必要だ。一歩踏み出すことができない。婦人問題は最終的には意識改革が究極の目的だ。婦人教育の範疇ではないか。

町には審議会・委員会等の組織が多すぎ、集まる顔触れは殆ど同じだ。新たな組織を作るのではなく、従来からの組織で論議すべきではないか。

――再質問――今回の質問事項は今年3月の定例会で、『今後進めて行く』と確約したことだ。坂本町長になってからは、やらないことになったのか。この問題は議会での長年の経過を踏まえて質問している。行政の継続性はどうなのか。

【町長】首長が替われば当然施策も変わる。　止めたわけではない。
現在『女性』か『婦人』か私自身定義が明確ではない。だから足踏み状態でいる。新しい組織ではなく、庁議(課長以上の会議―㊟村尾)で対応できるのではとも考える。議員の日常活動の中で啓発して欲しい。

――再質問――前任町長も当初は課長会議で論議すると言っていたが、それで進展しなかったから連絡会をつくったのではないか。また、住民参加の組織で論議することは、そのこと自体が啓発につながる。町長自らが納得できずに手をつけないでいることは、その分だけ行政事務事業が進まないことだ。就任依頼既に7か月にもなる。分からないとは言えない。個人活動には限界があり、個人活動と行政施策とは次元が違う話だ。

【町長】定義が明確ではないこともあり、行政全ての女性の施策については把握していない。勉強不足のところもある。折に触れて指南してもらいたい。

【企画課長】担当は企画課企画係。今後、町総合計画に盛り込まれている内容を着実に実施するため、町村のなかで女性プランを策定している氏家町などの先進地に学びながら、女性計画の策定を考えたい。

☞坂本町長は女性の地位向上の必要性を微塵も認識していない。提言を聴く柔軟性もなく、自分の考えに固執し正当化しようとするのみ・・・。
この質問をしながら感じた率直な印象。

町長就任直後の6月定例会では、前任者が策定した町新総合計画に概ね賛同すると言った。その総合計画には女性の地位向上を目指す施策の方向が示されている。

(1)男女平等意識の確立
(2)社会参加の促進
(3)推進体制の整備
(4)女性の福祉の向上
(5)母性の尊重

今回はこれらの方針がどのように推進され具体化しているのか、確認するための質問だった。結局、やるのかやらないのかさっぱり分からず、積極的に取り組む姿勢は感じられない。あたかも婦人教育さえすればそれで良い、と言っているように聞こえた。

町長自身が言葉の定義が分からないので、何もしなかったというのだ。
住民に対してこんな失礼なことがあるだろうか！7か月もかけて一体どんな勉強をしたというのだろう。おまけに、『村尾はこれについてよく分かっているようだから、日常活動の中で啓発して欲しい』とまで言った。自らの責任を顧みる事なく、質問者を馬鹿にしたような言い方は、前町長と少しも変わらない。

本質論を交わす事なく質問は終わってしまった。悲しいかな、町長に『婦人問題』といわれることを、しっかり認識してもらうのは絶望的だ。

蛇足だが、『婦人』は結婚した女性を意味する(“婦”という字はよめの意味)世論があり、すべての女性を包含するために、近年は『女性』に改称している自治体が多いのが実態だ。
これだけのことを納得するのに、7か月あってもまだ足りないのか！？

問2．農業集落排水事業について

(1)計画概要を説明されたい。
対象区域面積・計画人口・戸数・計画処理水量・事業費(建設費)・費用負担割合等

(2)家屋間の限界距離は、いかほどに設定しているのか。
区域設定の基本的考えは何か。

【経済課長】H.３年度中に国庫補助申請するため、目下事業計画策定中である。
概要・概算で説明すると

対象区域；　１３７ha（田川以東 9自治会）
計画人口；２，４４０人
計画戸数；　５２７戸
計画汚水量；一日最大　８０５．２m^3　（1時間最大 79.3m^3）
〃 平均　６５８．８m^3
事業費概算；２８億２３００万円
《内訳》国庫補助対象　25億4000万円（国 50%，県 15%，町 30%，地元 5%）
町単独事業　2 8300　（町 50%，地元 50%）

現在、処理場の処理方式３案について、どれを採用するか検討している。建設費が高いものは維持管理費が安く、建設費が安いものは汚泥が多く発生し維持管理費が高いようだ。設計のみについて日本農業集落排水協会に委託している。

家屋間の限界距離は設定せず、自治会全体を対象としているが、連担性が途切れるところ（1~5戸）は外し、管渠コストや維持管理費の低減を図る。
一戸当たりの管渠延長は補助対象事業では４２．５ｍ、町単独事業では６６．９ｍ、平均すると５５ｍとなる。農業水質保全と生活環境整備を地域一体的に整備するには管渠分の経費は致し方ない。

☞計画の細部についてはまだ検討中とのことだが、示された概要について考えてみる。１戸当たりの建設費は28億2300万円÷527戸＝５３５万６７００円（！）
１人当たりにすると何と１１５万７千円（！！）にもなる。
このうち、町負担額は　254000X0.30+28300X0.50＝９億０３５０万円
地元負担額は254000X0.05+28300X0.50＝２億６８５０万円
（これは１戸あたり平均　26850÷527＝５０万９５００円の負担額）
一方、戸別の合併処理浄化槽の設置費をみると、
6人槽　６２２，８００円、10人槽　１，３２５，５００円
（H.元年度~現在までの町内で設置したものの平均費用額；保健衛生課調べ）
仮に、対象区域の全世帯に家庭用で一番大きな10人槽を設置したとすると、その総設置費は　1,325,500円×527戸＝６億９８５４万円で済む。
このうち、補助金は国　１億４７９１万円　（国の基準額の1/3補助）
県　９４８６万円　（1人槽当たり6万円X1/3X0.9）
町　２億３５０４万円　が期待できる。
南河内町では設置者の負担額は基本的に１人当たり25000円と定め、10人槽なら２５万円である（敷地の状況により多少異なる）。
（トイレの水洗化改造費はどちらも同じなので計算にはいれていない。）

維持管理費はデータがなく比較しようがないが、合併浄化槽は年間の保守点検委託料 4万円・清掃料 2万1千円(どちらも10人槽の場合;栃木県浄化槽協会規定料金)、その他ポンプ電気料少々 で６５，０００円位。

集落排水事業では、公共下水道使用料金を参考に試算すると10人家族では年間９８，４００円の使用料がかかる(1人1日の水使用量を250ℓとして計算、しかし実際にはもっと高くなるだろう――千葉県佐原市の例では建設費を除いた実質維持管理費は460円/m³との報告がある)。

以上の数字から考えると、今計画されている集落排水事業はとてつもなく高い。

戸別処理にするか集合処理にするかは、どちらが建設費・維持管理費が安いかではないか。例えば本吉田の宿通りのように、家並みが連なっている地域なら集合処理が経済的だが、家と家の間が数十メートルもある地域は戸別処理とした方が安くできる。

『地域を一体的に整備する』と終始していた経済課長の視点には、『どちらが経済的か』選択の余地さえ無かった。いたずらに公費や住民の負担を増やしているように見える。集落排水事業の対象区域に入れるかどうかは、合併浄化槽より安くできるかどうかを判断基準とすべきではないか。処理水の水質はどちらもBOD ２０ppm以下で同じなのだから。

『家屋間距離が１２．３ｍ以内を集落排水事業とすべき』との報告もある(水情報 Vol.11 No.6 P8~11)。

問題はこの事業の担当が経済課にあり、下水道事業即ち汚水処理について知らな過ぎること、事業設計を丸まる農業集落排水協会に依存していることにある。

下水道整備の観点から、この事業には公共下水道・家庭用合併浄化槽を担当している都市計画課・保健衛生課も参加し、汚水処理の実際についてもっと勉強して総合的な視野で事業の選択をすべきだ。補助率が高いとはいえ、最終的に公費を負担するのは納税する町民であり、国民なのだ。

２０億円もの無駄金を使うことは許されない。計画は見直すべきだ。

問３．選挙公報について

町長・町議会議員の選挙公報を発行すべく条例制定されたい。

新しい住民が急増しているおり、政権で選ぶ選挙実現のためには選挙広報が不可欠である。

【総務課長】県内町村では例がなく、本年６月に高根沢町で条例化はしたものの発行までは至らなかったと県選挙管理委員会から聞いている。今後検討する。告示後投票まで５日間という短い期間に印刷・全世帯配布は実際的に難しい。

また、発行するには理由とその効果について県に申請しなければならず、12月25日に予定されている臨時議会に提案するのは、現時点で困難である。

☞町村の首長・議員の選挙公報は町村の条例により公営で行うことができるもの(任意制選挙公営)とされています。
立候補者は選挙運動期間中、その所信・政見を訴え選挙人の支持を得るのですが、公職選挙法の範囲内で総ての有権者に知らしめるのは困難です。
一方、選挙時期になると活発になるのが、先の町長選挙時でもそうであったように、新聞折り込みしているいわゆる『選挙新聞』屋の動きです。
立候補者が選挙運動期間中に有料広告を掲載できるのは2回のみで、大きさも制限されています。この費用は選挙費用に加算しなければなりません。
『選挙新聞』に特定の候補者について有利に大きく掲載するのは選挙法違反であり、しかも、かなり多額な費用が必要と聞いています。
公営の選挙公報は有権者に等しく立候補者を知らせるだけではなく、できるだけ金をかけない選挙実現のため必要ではないでしょうか。
県内市町村での選挙公報発行状況は
首長選挙;足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・真岡市
議員選挙;宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・今市市
真岡市・大田原市
町村では高根沢町が今年住民からの要求で条例化しました。(県選管調べ)
私が問い合わせたときには、高根沢町では、公報配布は主として新聞折り込みで、補完的に公共施設に置く形でなされたと聞いた。総務課長は条例化のみで未実施と答弁したが。確かにたったの5日間で記事を作り印刷・配布までするのは至難の業だ。知恵を絞り工夫を凝らして是非実現して欲しい。

問4．食糧費について
食糧費予算の執行は必要最少限に留めるよう、見直しを図られたい。
①必要性の有無(本当に必要か・数量・アルコールの有無)
②職員に供することの是非
新年度予算には、例年通りではなく、内容精査の上計上されたい。

【町長】一概には切れない。職員については検討する。
体育祭での自治会長・体育部長への昼食準備は、その日だけではなく半年も前から御苦労されているので、僅かでも感謝の意を込めている。

☞例として挙げたのは町民まつりでの職員の昼食・まちづくり講演会での職員の昼食・議会特別委員会での委員昼食そして町民体育祭での自治会役員への昼食。一つ一つ見れば疑問を感じるところは他にも多々あるだろう。

予算書では、食糧費は消耗品費や印刷製本費等と共に需要費の中に計上されている。町一般会計当初予算書で食糧費として計上されているものをざっと積算すると、38億2500万円の予算額のうち904万円(0.23%)になる。まとめてみると大きな額だ。また、直接食糧費として計上されていないものもあるだろう。

『食糧費』はどんなときに支出されるべきものか、手引書をみると

食糧費;交際費と類似する点もあるが、これが行政事務執行上の直接的必要性から消費されるもの。

交際費;対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費として支出されるもの

とある。どちらも住民の疑惑の的になり易いともあった。

(地方公共団体歳入歳出科目解説―ぎょうせい発行)

私は、給料・報酬を得てその職務にある人は自前で食事をし、懇親会は自己負担が原則だと思う。職員が行事の都度、食事を供されるのはおかしなことだ。改めて、議会費の中の食糧費を見たら42万1千円が計上されていた。議員として全く恥ずかしいのだが、これがどのような使われ方をしているのか、知らない。我身のために使われていなければよいが・・・・。

職員も議員も長年の慣習で、疑義を抱かずに『そういうものだ』と受け止めていることが多いのではないだろうか。原点に戻り襟を正す必要がある。

例として挙げた体育祭での自治会役員への昼食については、町長答弁に異議がある。自治会長には行政事務連絡員という町非常勤特別職としての報酬(年額;均等割15000円+戸数割1000円、50戸の自治会なら65千円)が、また、自治会体育部長には体育協会から年間1万円の手当(町の非常勤特別職の位置付けがないので体育協会から。その分は町費から体協へ支出)が支払われている。

大変な仕事である故に、双方の役職に対しては報酬が支払われているのだ。

そして、体育祭での多くの自治会の様子を見ると、自治会全体で昼食を準備している。体育祭参加自治会には(150円X参加人数)の報奨金が支給される。これは昼食代の補助から生まれた。

昼食支給で苦労に報いたい気持ちは分かるが、何か押し付けがましい。報酬が足りないなら、額引き上げするなどもっと現実的な対応をすべきではないか。食糧費と言えども公費なのだ。これのすべてがダメと言っている訳ではない。誰もが納得いく形で支出してもらいたい。

問5．『平和』施策を望む。
(1)非核平和都市宣言を　(2)学校・社会教育の場で平和教育を

→P 11 記載

傍聴感想

１２月定例会初日を傍聴した。上程された議案の説明と一般質問であった。今回の一般質問は７議員と、いつもよりずいぶん多い。任期中最後の定例会だからか。１０番議員は前回もだったが、今日も欠席されていた。お体の具合が余程悪いのだろうか。

さて、議案の説明が傍聴人に分かりにくい。「お手元の資料〇ページをご覧下さい。」と説明者が言うとき、資料を持たない傍聴人は大きな疎外感を抱かざるを得ない。傍聴人は何をしに来ているとお考えなのだろう。まさか、議会の雰囲気だけ見せていただいて、細かな内容は理解しないのが傍聴人の正しいあり方とでも？コピーで良いです。資料を下さい。帰りに総務課にお返ししますから。どうか、傍聴人をもう少し一人前に扱って下さい。

『女性が直面する問題を解決するには、女性自らの努力も必要だが、男性にもお変わりいただかないと真に良い方向には進まない。』村尾議員の一般質問でのことばである。名言だと思う。町長は『私の中で女性・婦人・女子などのことばの定義がきちんとできずにいる段階なので、具体的にどのように行政として取り組むか、決定できないでいる。足踏み状態です。』という意味の答弁を繰り返した。ずいぶんのんびりしたことを言っているので驚いた。

女性も婦人も女子も女だ。女であるという、ただそれだけの理由で、低い地位に甘んじさせられ差別されてきた。そして、今もそうされている歴史と現実をご存じないのだろうか。ご存じないかも知れない。男の便利良きようにこの社会は作られてきたから。女性が社会進出できる門戸を大きく開き、女性をためして欲しい。自ら、女性を差別しないように言い聞かせて欲しい。『低くみる対象が何かなければ、自信を持って生きていかれないような人間ではだめだ』と目覚めていただきたい。

当たり前のことだが、議会では大きな額のお金の使い方が決まる。私達の納めた税金。使われ方の子細を聴きに行った方が良いと思う。村尾議員の質問の中に、『行事の度の食糧費が多く使われ過ぎでは？』というのがあった。逆に“使おう”というのに、吉田議員の『町の花キクを全戸配布してはどうか』があった。確かに弁当も花も町の費用で皆さんに配るというのは、ホッと心が和む措置ではある。が、下水が溢れ、幼稚園が足りず、自治会の集会所もなく、集めた資源ごみはストックヤードが無くて燃やしている、などという現状を考えると、何とか本気で節約してもらえないものかと思わずにいられない。せめて、自分の納めた税金がいかに配分され、一体どこに落ちるのかを今後も見に行こう。

『女の子のイメージする理想の女性は、流行に敏感で映画・演劇にとフットワークの良い女性というものだったが、最近は、新聞もしっかり読み政治経済に強く、家でできるエコロジーを実践している女性へと変わってきた』—12/14 朝日夕刊　林あまり—。家でできるエコロジーの後に、地域の政治への参加(議会傍聴etc.)がくると良いのだが。力まずにさりげなく、ごく日常的な行為として。政治を裏のあるものよく分からないものにしているのは、政治家だけの責任ではない。よく見ていない自分にも責任がある。傍聴席に若い女性・働き盛りの男性(この方々に地域の政治に参加する時間を与えて欲しい)・おじいちゃんやおばあちゃん・子育て中の主婦・etc.いろいろなおとながぎっちりと並んだらどうだろう。町の未来も変わってくるような、そんな気がするのは楽観に過ぎるだろうか。　—— 磯辺香代 ——

「議会傍聴に行かない？」「パスするわ」「私も初めてなんだけどォ」「ぱあす・・・だって傍聴感想がまってるものォ」「あっ、そうかあ」ドキッ「あっそうかァ宿題付か。ぼうっともしていられないし、物見でもないし・・・困ったな」・・・・町の議会だよりで、今期最終定例議会は、12月10日・11日・12日とのこと。自分のスケジュールと合うのは、初日のみ。今回は、この『みなみかわち町議会速報』に登場する似顔絵と本物の議員さんとの遭遇も含め、やっと育児からも解放されたことだし、その気になったのが運のつき、思ったが吉日、何の下勉強も、情報も、資料もなく出かけて行きました。

誰の何の質問事項を傍聴したいということでもなく行きあたりばったり。舘野正明・伊沢義雄・高山栄男・塚原洋・舘野鉄男諸氏、5名の議員の方々の一般質問を傍聴することが出来ました。

残念な事にこの時間帯(午前中後半)の傍聴席に居たのは私一人でした。議会は熱気ムンムン、活発な印象を受けましたが・・・・そうした中での雑感・・・

①答弁に対しての再質問が一人もなされなかった。

②ごみの分別・分類による排出のごみ減量の効果は極めて大きい。一戸当たり約月2Kg減っている—→町への住民の働きかけ、町の対応、町民の協力の現れか。町民の意識の高まりか。

③ふるさと創生事業・ふれあいプラザ建設に関して、位置決定や用地取得が困難とのこと—→この質問は6月にも出され、今回は別の議員から出されていた。ふるさと創生基金の説明も良く分からなかった。グリーンタウン開発に伴い800戸以上の世帯となり、公民館もなく、これからます

ます難問を抱える町の対応も人材不足、財源不足とならぬよう、何カ年計画でと明確な解答が欲しい。具体策が見えなかった。ただ東公民館建設に対しての答弁はありがたかった。

④助役不在──➤助役・収入役の不在行政。支える柱が少なくては、成し得る行政にも個人の力では限界がある。それによって生じる無理な人事もまた、負担は大きい。『みなみかわち町議会速報No66』の村尾議員の判断基準としたことを踏まえ、一日も早く、若い世代、活気ある、時代の変化を逸早く取り込める、行動力のある、町づくりのビジョンのある方の人選を望みたい。

⑤新年度予算編成に期待したい──➤舘野鉄男議員の明解な質問内容に同感。１９９２年度新予算編成がそのまま、町の一年間の運営につながり、町長の政策が数字に現れるわけだから。

そして、とても印象に残ったのは、舘野鉄男議員の経費節減の実行として、会議席に配られる真新しい封筒を持ちかえらなかったとのこと。それだけでもこの４年間、相当なものになったとのこと。些細な事でも実践、毎回一般質問に立たれたという『気持ちのもちかた』を教えて頂いたような気がした。

それにも増して、一般質問を広告用紙の裏を利用してノートを作り、それに書きすばらしい質問をされた議員もおられた。とても頭の下がる思いでした。村尾議員の一般質問が聴けなっかたのが心残りである。そして、毎回、あの議会をメモし、速報として自費で出し続けて下さった村尾議員に感謝。

でもやっぱり、似ているな、いや、若く描いちゃったな、と反省したりの議会傍聴でしたが、似顔絵から抜け出した１８人の議員さん、４年間、ありがとうございました。

── 宇賀神光江 ──

★西区に上水道敷設

──流域下水道溢水事故対策として──

８・９月の２度にわたる溢水事故について、議会では特別委員会を組織し原因調査と、県・促進協議会（宇都宮市他４町）への対応策要望をしてきました。町は地元との話し合いで、緊急的に滅菌器の取り付けと計画を繰り上げて上水道を敷設することを約束し、今議会ではその予算措置についての議案を審議しました。

滅　菌　器（23戸、2642千円）
上水道敷設実施設計費（4429千円）
}町長の専決処分で既に実施　（全員承認）

上水敷設工事費（80629千円）　：公共施設整備基金取り崩し5000万円と町税増収分（固定資産評価替）3000万を財源とす。
（賛成者やや多数）

☞西区の上水道事業はH６年に予定されていましたが、それを繰り上げて実施することは異論無い。しかし、①本来水道事業は独立採算制の特別会計である、②滅菌器は設置してある、③26日には促進協会議が予定されており対応策と費用負担割合が協議される、④水道事業は公共施設整備基金の目的に合致しない、等から、私は今議会で一般会計から補正措置をするのは早計過ぎ不適当と判断しました。

★南河内町非核平和都市宣言をします

住民一人一人が『平和』について考え、世界平和実現に向かって努力するため、『非核平和都市宣言』をします(町長答弁)。そして、学校教育や社会教育の場で、意図的に平和教育を取り上げるよう努力します(教育長答弁)。

―― 村尾一般質問に答えて ――

偶然にも、『非核の政府を求める栃木県民の会』から非核都市宣言を求める陳情書が提出されていました。これを受け、議会では『南河内町非核平和都市宣言に関する決議』を全員一致で採択しました。

《決議の骨子》

1. 我国は非核三原則を堅持し、すべての核保有国に対し、核兵器の研究・実験・開発・配備を停止し、率先して核兵器の削減を行うこと及び非核兵器の軍備縮小についても積極的に推進するよう意見書を提出する。
2. われわれの海や大地は戦争のために汚染されてはならず、人類生存の母体ともなるべきものと確信し、南河内町域にいかなる国のいかなる核兵器も配備・貯蔵はもとより、飛来・通過することを拒否する。
3. 南河内町議会は、全町民と共に非核平和運動を強力に推進するため、南河内町に対し、核兵器廃絶の趣旨を全町民が理解し一人一人の力によってその輪を広げる運動を展開するよう、非核平和都市の宣言と施策を求める。

南河内町議会は以上の点を積極的かつ誠実に実行するよう、町民各位と共に強力に推進することを宣言する。

☞県内の市町村では、平成３年９月までに３７市町村が非核都市宣言をしています。自治体として宣言しているところ、議会の決議のみのところとやりかたは様々です。また、そのための施策として、広報に掲載、学校教育の場で教えている、看板や垂れ幕を設置、写真展開催、映画会開催など、やり方やお金のかけ方も色々です。

我が町は、議会で決議し町として宣言します。どんな方法で町民にアピールするのか、提案者の一人として楽しみです。

一般質問（通告順）

①舘野正明議員

1.消防行政について

(1)町消防団の合理化について

【町長】現在の定数は200人。グリーンタウンにも分団配置を検討すべきだが、人員確保が難しい。婦人防火クラブは3つ結成した。消防体制の再編が必要だ。消防団と協議・検討を続ける。



(2)石橋地区消防組合の合理化について

【町長】本署位置は、石橋町丸大ハム南側案で南河内・国分寺町が了承している。上三川・石橋・壬生町の目立った動きはない。まず本部位置を決め、次に分署について検討するよう言っている。

2.環境行政について

(1)北部清掃センターの運営状況

【保・衛課長】H3.4~11月までに国分寺・南河内町から搬入された燃やせるごみは2050tで対前年で630t減少。月平均260t処理している。人口増から横這いからやや増加傾向。

(2)ごみ減量化とリサイクル事業について

【保・衛課長】南河内町の減量状況は(4~11月を前年と比較)、可燃ごみ 140t減、不燃ごみ 180t減、事業系 300t減で、1人当たりでは可燃ごみ 2Kg/月、不燃ごみ 1Kg/月の減量となっている。分別排出の分類を明確にしている成果と考える。

3.農業行政について

(1)家畜排泄物の処理対策

(2)排泄物の有効利用と土壌還元

(3)畜産事業育成と環境保全

【経済課長】国・県施策を導入し効率良く実施する。町単独では転作作目定着化と特産品育成の中で土壌還元に対し、酪農家中心に機械導入等の助成事業をしている。生産体系再編推進委員会の中で検討し更に助成を考える。

4.財務

(1)H4年度歳入見通しとその対応

【企画課長】税収の先行きは厳しい。人件費・公債費は膨らむ。総合計画の課題がある中、行政簡素化・効率化を図る。

(2)仁良川区画整理事業は組合施行と町施行のいずれに財政的メリットがあるか。

【町長】公共団体施行で話を進めてきた。財政状況・住民意向で決めるべきだ。実施計画案を示す時住民と協議したい。

②伊沢義雄議員

1.新総合計画事業の実施について

(1)ふれあいプラザ事業の早期スタートを。

【町長】時期がずれている。基本計画策定委託中。計画書に基づき年度内に位置設定・用地取得したい。

(2)中央公民館東分館の改築時期

【町長】H4年度 実施計画書作成、H5年度建築完成に向け準備を進めている。

(3)ふるさと創生基金の現在高県内のふるさと創生事業実施状況は。

【企画課長】11月30日現在で2億4412万円。地域づくり推進事業と併せ29市町村が実施。人材育成・基金造成を含めると20市町村が未実施。

2.自然環境整備について江川放水路下流の鬼怒川護岸工事(800m)の見通しと河川敷15haの有効利用。

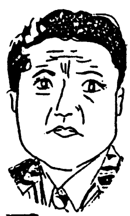


【町長】積極的に働き掛ける。

③高山栄男議員

1.敬老祝賀会の会場の検討を表彰者への配慮を。

【住・福課長】来年度から会場は体育館へ移し、表彰は対象者宅へ町長が訪問して実施する。



2.助役は早急に選任されたい。

【町長】否決は町民意向の結果であり、我身の不徳の致すところ。一般町民の視線を定めてから再提案する。

④塚原洋議員

1.緊急情報等の連絡施設(オフトーク通信等)設置されたい。

【町長】積極的に検討する。課長会議に於いて、NTTからの説明も受けている。

2.別処山運動公園付近に公衆電話設置を。

【総務課長】NTTに要請している。今後とも積極的に働き掛ける。

3.薬師寺城址を保存されたい。

【町長】薬師寺と関連した史跡として薬師寺跡整備と併せてする。

4.町道1―3号線のグリーンタウン～新4号国道までに防犯灯を。

【総務課長】街路灯は町道には殆どなく今年度は田川橋に設置予定。設置場所は協議しながら決める。防犯灯は関係者と検討したい。

5.独居老人への今後の対応は



【住・福課長】現在33人、町として家庭奉仕員派遣・乳酸菌飲料配布・愛のベル設置・緊急通報システム設置を実施、社会福祉協議会では給食サービス・友愛訪問・保育所園児との交流会・花見を実施。来年度より福祉タクシー・ボランティアによる愛の一声を実施する。

⑤舘野鉄男議員

1.新年度予算編成について

(1)基本姿勢

【町長】歳出では人件費・公債費増加し歳入では税収伸び期待でず、基金保有高少ない。事務事業の

見直しをする。

(2)重点施策



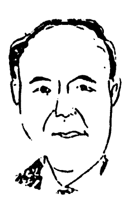
【町長】ふれあいプラザ位置決定・仁良川区画整理面的整備概要計画案作成・田川以東水道事業配水塔建設・別処山運動公園整備・農業地域の水質保全・文化財保護・薬師寺跡用地取得・首都圏農業確立・保育所改築

(3)財政運営の見通しと財源確保　【町長】合理化を進め、国・県との連携を密にし補助金確保に努める。

(4)歳出削減方策　【町長】消費的経費の節減を日常の習慣とする。

(5)行革推進と総合計画との調和　【町長】審議会・委員会等の在り方を再検討する。

⑦吉田浩二議員



1.町運動場管理は公平に　【町長】町が管理するよう均一化を図る。
【総務課長】各施設の管理体制を再検討し、予算措置を講じる。

2.役場周辺の駐車場は土地取得して拡張を。　【町長】駐車場も狭いが施設全体の配置を検討しながら、将来の利用計画を考える。

3.八幡宮菊花大会等に補助金を。　【町長】補助金削減のおり、別な形で助長を考える。

4.町職員は胸名札励行を　【町長】逐次指導する。

5.地元業者の育成を　【町長】育成は家庭教育に同じ。経営内容を判断し徐々に発注する。

任期最後の定例会が終わった

『最後の一般質問』と気負っていたのに、準備不足で思うような“突っ込み”ができなかった。時間をかけて取り組んでいた事項のまとめとして、某かの具体策を引き出したかったが、残念無念。

しかし、“非核平和都市宣言”は、以前から任期中にいつかは触れたいと思っていたので、町の基本的考えが確認でき、更に議会の決議が得られたので心強い。実践を待つのみ。

それにしても、全く驚いてしまった、農業集落排水事業が２８億円もかかるなんて！たった５２７戸のために。どうしても納得できない。

決して集落排水事業に反対しているのではない。その範囲をどうするかを問題にしているのだ。

トイレを水洗化し家庭排水(屎尿と生活雑排水)の水質を良くしようというのは、当然の願いだし、家庭雑排水は公共用水域の水質保全のために大き

な問題となっていることは誰もが知っていることだ。

では、どうしたら改善できるか。汚水処理施設にはいくつか種類がある。

種	別	放流水質(BOD)	建設費(円/人)
下水道	流域下水道	20mg/ℓ	93万1千円
	公共下水道	20mg/ℓ	
下水道類似施設	地域屎尿処理施設	30mg/ℓ	18万1千円
	農業集落排水事業	20mg/ℓ	45万6千円
	合併処理浄化槽	20mg/ℓ	15万円

※下水道の放流水質は遵守すべき排水基準
下水道類似施設の放流水質は構造基準等による計画水質
※下水道の建設費は下水道整備第5次5カ年計画(s.56~60)における総事業費から求めた処理人口1人当たりの費用
下水道類似施設の建設費はs.60以降着工分について処理人口1人当たりの費用を試算
文献;『下水道の現状と問題点――総務庁の行政監察結果からみて――』
総務庁行政監察局編(H元.11.発行)

水処理にはその地域に合った方策がある。解決策を決めるには①どれほど水をきれいにできるか ②どれほど安くできるか、そして③どれほど簡便に安く維持管理できるかではないか。

今回、示されたのは概算ではあるが、1人当たりの費用が115万円とは、どうしても高い。計画が過大としか思えない。極端な言い方をすれば、対象区域すべての家庭に全額町費で合併浄化槽を設置した方がまだ安いのだ。設置期間も集落排水事業の完成が5年かかるのに比べ、1戸につき2~3日と汚水を流し続ける期間も短くて済む。

区域決定は慎重にしないと、後世に亘り大きな損失となる。私達住民も水処理について学習し、施策の適否を判断できるようにしなくてはいけない。

このままだと行く末を案じてしまう事業だ。見守らなくては・・・

11月下旬、まだかまだかと首を長くして待っていたごみ減量化分別収集推進検討委員会がやっと新生しました。どれほど応募者がいるかと気を揉んだ公募枠も一杯になり、やはり、ごみ問題は住民の大きな関心事です。

リサイクルセンター運営上の難問を解決し、再資源化を徹底し、最終処分場も確保していくには、町行政は無論のこと、何と言っても住民がその気にならなくてはできません。基本的な学習から始め、町執行部にごみ行政について提言できるぐらいに、研究したいと思います。

１９９１年 報酬とその行方

【収　入】

議員報酬	３３７万７５００円	(20万円X12)+(20万円X1.15X4.25)
社会教育委員報酬	１　７５００	2年度下期分
町史編纂委員報酬	１　３０００	2年度分
都計審委員報酬	６０００	
講師謝金	８　００００	小川町・藤原町・上河内村
２年分所得税還付	１１　０４２５	
合計	３６０　４４２５円	

(手書き: 月額　月　期末手当　役職加算)

【支　出】主なもの

所得税	３１万６２８０円	義務的な支出 169万9766円
議員共済掛け金	２６　４０００	〃
住民税	７　５１００	〃
国民健康保険税	１７　０１００	〃
国民年金掛け金	１１　００７０	〃
自動車重量税・整備等	１６　４２１６	〃
家計へ	６０	→扶養手当減額分・ガソリン・「電話代として
自動車購入返済	４０	:3年間で返済完了
書棚購入	１０　１１４０	
速報発行事務用品・切手	１４　７５５７	
〃　印刷代	２　９５３８	:No63~66
ゼロックス・ワープロ維持費	６　８８５７	
新聞・機関誌・月刊誌・図書	２６　２５０８	
慶弔費	４　４６２４	

その他講座参加費・自主研修出張費・団体会費・懇親会等

※また、任期最後の今年度は、3年半の間毎月報酬から5千円づつ積立した資金でシンガポールへ研修(都市再開発公社)に行きました。その諸経費があります。

※12月25日の臨時議会で議員報酬の期末手当の率が0.1引き上げられ、4.25となりました。月額20万円の議員報酬ですが、実質は２８万円です。

第３回臨時会(12月25日)の内容は年が明けてから報告します。